

外国人起業家の受入れ促進について

国家戦略特別区域における創業人材特例(平成27年9月実施)(在留資格「経営・管理」(創業活動))

概要

我が国における外国人材の起業等を促進し、国際競争力強化・国際的経済活動の拠点形成を行うことを目的に、地方公共団体が起業のための計画(創業活動計画)の実現可能性を審査し、事業の安定性・継続性に係る要件を満たすことを確認した場合には、通常は上陸時に求められる在留資格「経営・管理」に係る要件を上陸後6月が経過するまでに満たせばよいものとし、特例的に入国を認めるもの。

実施状況(平成27年9月～平成29年7月)

- 在留資格認定証明書交付: 36件
- 入国した者: 33人(一般の「経営・管理」へ在留期間を更新した者が16人, 在留中の者が12人, 出国した者が4人, その他が1人)

創業人材特例を実施している東京都等からの要望

特例の適用要件(注)を満たさない者に対しても、地方公共団体が起業のための支援をすることで起業を促進したい。そのためには、現行の特例期間の6月だけでは足りず、起業のための支援を行う期間が必要。

(注)地方公共団体から、創業活動計画が適正かつ確実なものであることや事業の規模が見込まれること等の確認を受けること。

未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

【外国人材の活用】……起業家の更なる受入れ拡大
【国家戦略特別区域】…フィンテック分野等の外国人材の受入れ促進

新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)

- ・起業に向けた準備のため最長1年間の在留期間を付与
- ・起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム(仮称)」を来年度中に開始

新たな起業家受入れ制度(スタートアップ・プログラム(仮称))(案)

外国人起業家の受入れを促進するため、国と地方公共団体の適正な管理・支援の下、①創業人材特例を全国展開、②創業人材特例の基準を満たさない者等についても入国・在留を認める制度を構築

国(法務省、経産省)と地方公共団体が連携して起業家の受入れを促進

地方公共団体: 管理・支援のプログラムの作成及び実施, 外国人の選定
経済産業省: 地方公共団体が作成した管理・支援のプログラムの認定
入国管理局: 在留資格認定証明書交付申請の審査, 許可の決定等

地方公共団体の管理・支援のプログラム

相談制度(起業計画の作成支援等), 定期面談, 知識習得のための研修, 金融機関とのマッチング, ビジネスパートナーの紹介, ビジネスネットワーク構築支援, 住居支援, 起業経費支援など

効果

地方公共団体が国と連携し各種施策を講ずることにより、確実な起業に繋げ、我が国の成長発展に寄与。また、地方公共団体が定期的に面接等を行うことにより、適正に在留していることを確認。

